

医療相談会学習会③

認められることのない難民生活者のための学習会

日時：2018年10月5日（金）午後6時～8時30分（開場5時30分）

場所：さいたま市市民活動サポートセンター

住所：〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1（浦和駅東口徒歩3分）
コムナーレ9階 浦和パルコ9階（定員：30人）

費用：無料 資料費用：コピー代金を必要に応じていただきます。

医療相談会に受診される外国人、日本の難民生活者とりわけ仮放免者の扱いにいたたまれない気持ちで接する方が多くいるかと思えます。留置施設内だけでなく、勾留から解放された後でさえも、自由と生活の権利を奪われています。今回は、児玉晃一弁護士に収容所の①処遇問題、②収容所と仮放免者の人権、③日本の全件収容主義、④視察委員会、⑤国際比較としての英国との違い、⑥特別在留許可について2回に分けて学びたいと思います。児玉弁護士は、仮放免者と生存権侵害について仮放免者の立場にたった裁判を行いました。皆様とご一緒に良く学びたいと思います。

（初心者、関心のあるかた大歓迎）



講師 児玉晃一弁護士

【プロフィール】

1989年3月早稲田大学法学部卒業 1994年4月弁護士登録（東京弁護士会）吉岡桂輔法律事務所入所
2009年12月マイルストーン総合法律事務所開設 東京弁護士会所属、関東弁護士会連合会（外国人の権利に関する委員会、委員長）、全件収容主義と闘う弁護士の会 全国難民弁護団連絡会議 世話人

主催：特定非営利活動法人北関東医療相談会

住所：373-0815 太田市東別所4 2 7-44

担当者：長澤正隆

連絡先：080-5544-7577

